



注意喚起

油類等の取扱事業者(個人)のみなさまへ

～ 水質事故ゼロの肝属川へ～



国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所



油類等の取扱事業者（個人）のみなさまへ ～注意喚起～



本年度既に5件の水質事故発生

- H28. 5. 6 大正橋付近
- H28. 5. 29 中山水門
- H28. 6. 13 流合橋付近 …原因不明
- H28. 11. 22 高良橋付近
- H28. 12. 12 更生橋付近 …原因不明

水質事故が起こると

- ①川の水質や魚類等の生態環境への被害
- ②国・県・市・消防・警察等による調査
- ③処罰の対象になることもあります。

* 河川法（河川施行法） * 河川への不法投棄

3ヶ月以下の懲役
20万円以下の罰金

5年以下の懲役
1000万円以下の罰金

対策状況

さらに

原因者は流出・回収対策に要した費用の負担も生じます（数十万～）

左記のうち原因不明以外はいずれも、油類等を取り扱っている事業者（もしくは個人）の施設（配管、タンク等）が損傷し、河川へ流出したものです。ひとたび、河川等へ流出した場合は対策費用、その他第三者への損害金、賠償金などに加え、場合によっては罰則金も科せられ

多大な費用を負担頂くこととなります。

冬期を迎え、ビニールハウス等でのボイラー利用が増加しております。

事業者（個人）のみなさまにおかれては施設点検を実施頂き、油類等の取り扱いには十分ご注意ください。

◆河川で油流出等の水質事故を発見した場合は以下までご連絡ください。

国土交通省 大隅河川国道事務所
0994-65-2541（代表）